

平成30年由仁町議会第1回臨時会 第1号

平成30年1月23日(火)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定について
- 5 議案第 2号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 6 議案第 3号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 7 議案第 4号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定について
- 8 議案第 5号 町民プールの指定管理者の指定について
- 9 議案第 6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定について

○出席議員(10名)

議長 10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	吉 田 弘 幸 君
1番	羽 賀 直 文 君	2番	早 坂 寿 博 君	
3番	加 藤 重 夫 君	4番	後 藤 篤 人 君	
5番	浮 田 孝 雄 君	6番	佐 藤 英 司 君	
7番	大 竹 登 君	8番	井 村 勇 夫 君	

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
総	務	課	中	島		哲
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	伊	藤	一	廣
教	育	課	泉		陵	平

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前11時23分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成30年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 井村君、9番 吉田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成29年度11月分、12月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案につきましては、大竹議員が除斥の対象となりますので、退席願います。

(7番 大竹 登君 退場)

○議長（熊林和男君） 町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設であります由仁町健康元気づくり館、いわゆるげんき館の指定管理の期間が平成30年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行おうとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定について、内容の説明を申し上げます。

由仁町健康元気づくり館につきましては、由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例第18条の規定により平成22年度から指定管理による管理としていただいておりますが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明いたします。指定管理を行わせる施設は、由仁町健康元気づくり館であります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町東栄87番地の1、社会福祉法人由仁町社会福祉協議会会長、高瀬弘であります。

指定管理期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間です。

管理業務の範囲は、由仁町健康元気づくり館設置及び管理条例第19条に掲げる施設の使用の許可、使用料の徴収、減免、施設の管理に関する業務であります。

利用料に関する事項は、条例第21条に規定する条例で定める額の範囲内の料金額の決定並びに指定管理者の収入としての収受などです。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1カ月間を募集期間として公募しましたところ、応募者につきましては現在の指定管理者であります社会福祉法人由仁町社会福祉協議会の1法人であったこと、また健康元気づくり館内でデイサービスセンターや居宅サービスステーションの運営を行うなど地域福祉活動の拠点としての施設運営を誠実に従っており、今後におきましても適切な指定管理業務が期待できることから、去る平成29年12月26日に開催されました指定管理者選定委員会におきましてご審議いただき、当法人を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところ

であります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町健康元気づくり館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（7番 大竹 登君 入場）

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時14分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第2号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について、

提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第2号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について、内容の説明を申し上げます。

川端老人福祉センターにつきましては、川端老人福祉センター設置条例第3条の規定により平成18年度から指定管理による管理としているところでありますが、本年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明いたします。指定管理を行わせる施設は、川端老人福祉センターであります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町本町326番地、由仁町高齢者事業団会長、楠武であります。

指定管理期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

管理業務の範囲は、川端老人福祉センター設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可、使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理に関する業務であります。

使用料に関する事項は、条例第7条に規定する条例で定める額を上限として使用料の額を決定すること並びに指定管理者の収入として收受させることなどであります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります由仁町高齢者事業団は平成18年度から4期12年にわたる指定管理の実績を有していること、さらに川端地区の中核的な施設であります当センターの管理運営におきまして実質的に川端地区の会員により管理が行われており、地域主体の運営が行われていること、さらに高齢者福祉の向上に寄与するといった高齢者事業団の性格を考慮し、非公募で選定したところであり、去る平成29年12月26日に開催されました指定管理者選定委員会におきましてご審議いただき、当団体を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第6、議案第3号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案につきましては、大竹議員が除斥の対象となりますので、退席を願います。

(7番 大竹 登君 退場)

○議長(熊林和男君) 町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、由仁町介護老人福祉施設、いわゆるほほえみの家について議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第3号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定について、内容の説明を申し上げます。

由仁町介護老人福祉施設、ほほえみの家につきましては、由仁町介護老人福祉施設設置条例第15条の規定により平成22年度から指定管理による管理とじているところですが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明いたします。指定管理を行わせる

施設は、由仁町介護老人福祉施設、ほほえみの家であります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町東栄87番地の1、社会福祉法人由仁町社会福祉協議会会長、高瀬弘であります。

指定管理期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間です。

管理業務の範囲は、由仁町介護老人福祉施設設置条例第15条第2項に掲げる施設に入所する要介護者に対する生活介護、施設入所の承認、退所の決定、利用料等の徴収、減免、施設及び附属設備の維持、修繕に関する業務であります。

利用料に関する事項は、条例第15条第3項及び第4項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させること並びに条例で定める額の範囲内で利用料金の額を決定することなどです。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1カ月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者であります社会福祉法人由仁町社会福祉協議会の1法人であったこと、また先ほど議決いただきました健康元気づくり館と接続しており、一体的かつ効率的な施設管理が期待できること、さらにデイサービスや居宅サービスステーションなどもあわせまして介護職員を確保しながら適切に介護保険サービスを展開しており、今後におきましても地域に密着した指定管理業務が期待できることから、去る平成29年12月26日に開催されました指定管理者選定委員会におきましてご審議いただき、当法人を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町介護老人福祉施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

（7番 大竹 登君 入場）

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時23分

再開 午後 0時24分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第4号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、古山貯水池自然公園、いわゆるオートキャンプ場について議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君） 議案第4号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

古山貯水池自然公園につきましては、古山貯水池自然公園設置及び管理条例第3条の規定により平成16年度から指定管理による管理とされているところでありますが、今年3月31日をもって5年間の指定管理期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものでございます。

次に、指定の内容について議案書で説明をいたします。指定管理を行わせる施設は、古山貯水池自然公園であります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町三川緑町129番地、ゆに建設事業協同組合代表理事、松村忠至であります。

指定管理期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

管理業務の範囲は、古山貯水池自然公園設置及び管理条例第4条に掲げる公園の使用の許可や利用料の徴収、減免、施設及び附属施設の維持管理に関する業務であります。

利用料金に関する事項は、条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料金の額の決定並びに利用料金の納付方法であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から11月30日までの1カ月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者でありますゆに建設事業協同組合の1組合であったこと、また同組合は平成16年7月のオープンから現在まで古山貯水池自然公園の指定管理業務を誠実に履行しており、これまでの実績を生かし、利用者のニーズに合った取り組みが期待できることから、去る平成29年12月26日に開催されました指定管理者選考委員会において審議をいただき、同組合を指定管理者候補として引き続き選定をいただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 古山貯水池自然公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第5号 町民プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 5 号 町民プールの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第 1 号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 議案第 5 号 町民プールの指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

町民プールにつきましては、由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例第 3 条の規定により平成 22 年度から指定管理者による管理とされているところでありますが、本年 3 月 31 日をもって 5 年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容について議案書により説明をいたします。指定を行わせる施設は、町民プールであります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、小樽市花園 4 丁目 17 番 3 号、株式会社ソプラティコ代表取締役、大場隆志であります。

指定管理期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

管理業務の範囲は、由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例第 4 条に掲げる町民プールの使用許可、使用料の徴収、減免、施設等の維持管理に関する業務であります。

使用料に関する事項は、条例第 5 条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年 1 月 1 日から 30 日までの 1 カ月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は株式会社ソプラティコの 1 社であったこと、また平成 22 年 4 月 1 日から現在までの町民プールの指定管理業務を誠実に行ってきており、今後においてもこれまでのノウハウを生かした適切な指定管理業務が期待できることから、去る平成 29 年 12 月 26 日に開催された指定管理者選定委員会においてご審議いただき、同社を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 町民プールの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案につきましては、大竹議員が除斥の対象となりますので、退席願います。

(7番 大竹 登君 退場)

○議長(熊林和男君) 町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 由仁文化交流館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設である由仁町文化交流館、いわゆるふれーるの管理を平成30年4月1日から地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者による管理へ移行いたしたく、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 教育課長

○教育課長(泉 陵平君) 議案第6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

由仁町文化交流館設置及び管理条例第15条の規定により由仁町文化交流館を指定管理者による管理としたいため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理候補者を選定したことに伴い、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容について議案書により説明いたします。指定を行わせる施設は、由仁町文化交流館であります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、由仁町東栄87番地の1、社会福祉法人由仁町社会福祉協議会会長、高瀬弘であります。

指定管理期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間です。

管理業務の範囲は、由仁町文化交流館設置及び管理条例第15条第2項に掲げる施設の管理、使用の許可、使用料の徴収等に関する業務であります。

使用料に関する事項は、条例第15条第3項に規定する指定管理者における収入の収受及び第4項に規定する条例の範囲内での使用料の額の決定であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1カ月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は社会福祉法人由仁町社会福祉協議会の1法人であったこと、また同法人は当該施設に接続する健康元気づくり館及びほほえみの家の指定管理業務を誠実に履行している実績があるほか、平成22年4月1日から文化交流館内に事務所を置き、現在介護サービスやボランティア活動といった本来業務のほか、当該施設の使用申請等対応の補助業務を確実に履行しており、今後健康元気づくり館との施設利用申し込み等窓口の一本化による住民サービスの向上や施設全体を一体管理、運営することによる効率化や合理化が期待できることから、去る平成29年12月26日に開催された指定管理者選定委員会においてご審議いただき、同法人を指定管理者候補として選定いただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） まず、1点お伺いいたします。

当該の社会福祉法人由仁町社会福祉協議会、これは社会福祉法及び福祉法人認可審査基準に、当然法律を守らなければならない、そういう協議会です。それで、お聞きしたいのは、由仁町の社会福祉協議会の定款の中に由仁町文化交流館を公益事業として管理いたしますとか、定款上この文言が欠落しております。そこで、お聞きしたいのは、公募をかけて、由仁町社会福祉協議会が申請を教育委員会のほうに出した時点でそのチェックはしたのですか。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 申請とあわせて申請者であります社会福祉協議会のほうから申請資格に関する確約書というものを徴収しております。そこに由仁町文化交流館の指定管理者指定申請を行うに当たり、指定管理者事業に伴う法人業務内容の変更について所定の手続を行いまして、社会福祉法人由仁町社会福祉協議会定款の変更することを確約するというものを確約書としていただいているという次第でございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） ただいまの説明は詭弁で、私どもは納得できません。きちっとした社会福祉法及び福祉法人認可審査基準、どちらを見ても公益事業としてやりたいのであれば、定款に書き入れしなさいと、これが法律です。当町役場と当該協議会が確約したって何の意味もありません。そこもう一度説明してください。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時29分

再開 午後 0時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

説明を求めます。

副町長

○副町長（田中利行君） それでは、私のほうから説明をいたします。

社会福祉協議会の定款につきましては、知事の許可を得ることになっております。それで、社会福祉協議会の定款におきましては、議会の議決をいただいた後、この議決の証明をもって知事に対して変更の許可、これを出すと、そういう手続になります。そのときにその変更の許可、それをもって、議決のやつをつけたものをもって今度は知事のほうから許可が出ると。その許可をもって今度は登記のほうを申請をして、登記のほうに載ると、そういう手続になりますので、議会の議決がなければ社会福祉協議会自体の定款を変更できないということになりますので、今法務局のほうにもそのように確認をいたしたところであります。

以上です。

○議長（熊林和男君） 浮田議員、よろしいですか、今の答弁で、いいです。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） それでは、稼働実態についてお伺いいたします。

当該由仁町社会福祉協議会、ここの職員数、今何名ですか。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 平成29年11月1日現在であります。事務局、居宅サービスステーション、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所、移動支援事業、健康元気づくり館業務、ほほえみの家、全て合わせまして44名となっております。

以上です。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 教育課長にお聞きします。

44名中、この今回の由仁町文化交流館、これの管理については何名ほど使われる予定なのか、これ、社会福祉協議会として。それとも、新規に職員を管理のために募集するのか、あるいはどこかのビル管理会社に全面委託、丸投げするのか。問題は、これは税金を使う関係上お聞きしています、この実態労働について。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 今回の指定管理に当たりまして、社会福祉協議会のほうで業務に当たる人数は2名であるというふうに聞いております。新たに雇用するかどうかということは、これから検討してまいるということでございます。その他委託業務に係る部分につきましては、そこに委託業務に携わる人間が全てで何名かというような捉まえ方は私どももしておりません。私どもが実際今委託をしている業務につきましても複数の人数が携わっておりますので、それと同等の業務を社会福祉協議会のほうに仕事として預けていくという考えでございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それでは、違う見方から再度質問します。

今社会福祉協議会のほうからは2名の職員が管理に当たると、こういうお話でした。これ実際2名で管理できるのですか、この業務は。教育委員会としては、どういう判断しているのですか。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 本業務に当たりまして、私ども教育委員会が今直営でやっている場合も2名の職員が対応しているところでございます。ただ、それが全て2名で1人工ずつ、2人工という計算ではございませんが、2名の職員が携わった中で進めておりますので、その点は大丈夫かという判断をしております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） ということは、稼働実態は社会福祉協議会と、職員でやると、ほかの民間団体には委託しないと、こういう説明です、今は。それでよろしいのですか。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 説明が不足しておりまして、まことに申しわけありません。社会福祉協議会のほうで本業務の事務に当たるのは2名でございます。そのほか社会福祉協議会が直接できない業務も多々ございますので、それらは我々が外部に委託していくのと同様外部に委託するという考えであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 一応労働実態については外部に委託したいと、事務については福祉協議会で預かると、こういう説明でした。

そこで、もう一つ説明していただきたいのですが、福祉法人由仁町社会福祉協議会が、今度は収益の部分です。由仁町から指定管理を受けましたと。年間これだけのお金を社会福祉協議会がいただきました。ところが、仕事の労働実態については外部に委託しますよと。これが法律上公益事業をやるに当たって収益については公共の福祉に使うと、こういう規定が福祉法にあります。及び認可法人の審査基準の法律の中にも同じ文言であります。この収益の使い道についてどういうふうに考えればよろしいのですか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時34分

再開 午後 0時35分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 社会福祉協議会におきます収益事業に係ります収益の使い道であります。社会福祉協議会自体が社会福祉事業を行う社会福祉法人であり、その中で公益の事業、収益事業として元気づくり館であったり、ふれーるの指定管理業務を行うわけであります。そこで、上がりました収益につきましては、社会福祉協議会が行う事業に充てる、すなわち社会福祉事業に充てられるというふうな判断ができるかと思っております。

以上です。

○議長（熊林和男君） 井村君

○8番（井村勇夫君） 何点か質問させていただきます。先ほどの全員協議会でも詳しく説明はいただいているのですが、確認させていただきたいと思えます。

まず、社会福祉法の関係でございます。総務課長から提出されました告示改正の趣旨というところがございます。その第2の2項のところでありまして、必要なものに対してという文言がございます。それに対してスポーツ、文化活動、今回の施設に関連する事業でございます。これが書かれております。このものというのは人を指しております。そして、これからスポーツ、それから文化活動というのに関しましては、これはゲートボールとかパークゴルフとか大会、また老人の集い、そういう事業に対しての支援ということでございます。私はそう解釈します。というのは、もう一つの資料の中にこういうのがございます。これ全国福祉社会協議会の指定管理の中でございます。施設の分類というところがございます。その中には、社会福祉施設ということで明記されております。社会福祉施設ということは、所管は厚生労働省ということになります。現在指定されているこの文化交流館に関しましては、これは文部科学省の施設に属します。ということは、この施設はこの

法律には示されていないという解釈は私自体持つところでございます。もう一つ公益事業の中にこういうただし書きがございます。社会福祉と関係のない事業に関しては該当しないという項目もございます。ぜひこれについて確認をとっていただければと思います。

それから、もう一つ、今定款について副町長から説明がございました。あくまでも事業法の中では仕事を開始するまでに定款を改正すればいいということになります。これは、違法ではございません。この定款の中に書いております14章、定款の変更というのがございます。先ほど議会の承認がなければ定款の変更はできないということはありませんけれども、決まって定款を改正するということは経費の無駄にならぬということです。この履歴の中に書いている事業内容については、会社の場合は株主会で決定していきます。その中で書かれた事業をやることができます。ここの中では、14章は評議委員会の決議を得て改正し、北海道知事にこれを求めるというか、確認をいただくと。事業内容幾つあってもそれを全てしなさいではない。できるかもしれないので、それを定款に載せるということなのです。ですから、法務省で言う、法務局で言うのは間違いございません。事業をやるまでにやればいいのです。しかし、法を預かる行政として資格ない者を指名すること自体が問題だと思うのですが、それに対しての認識お願いしたいと思います。

それから、もう一つ、財政についてでございます。先ほど教育課長から説明がございました。収支についての説明がありました。今回の計画でいきますと、収入が75万7,000円、支出が1,673万7,000円、行政換算でいきますと1,750万円、収入引きますと31万7,000円利益が出るということでございました。この中で収入が漏れています。社会福祉協議会に対しての賃貸費30万が漏れています。これやりますと1万7,000円のプラスにしかならない、どう考えても。もう一つ、人件費につきまして、役場職員の人件費172万4,000円ということがありました。もう一度確認しますが、これも、これ積算方法ありましたね。平均賃金の3分の1でしたか。何ぼだったかちょっと聞き漏らしたのですけれども、となると3分の1に仮にするとしますと1日2.7時間文化交流館の運営に対して業務をしているということになります。文化交流館は、年間稼働率どれぐらいありますか。これを250で掛けますと年間666時間になります。稼働していますか。これ以外どういう事業、仕事あるのか、これ改ざんまでいかないけれども、ちょっと計算的におかしいのではないかと思うところがございます。ぜひこれについてもご答弁いただければと思います。

私たち議員は、法を曲げてそれを承認するわけにいかないものですから、全てその確認をさせてもらった中で、議決をさせていただきたいと思っています。ぜひそれについてもご理解をいただきたいと思っています。ご答弁願います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時38分

再開 午後 0時38分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁のできるのところありますか。

総務課長

○総務課長（中島 哲君） それでは、井村議員のご質問に対しまして私のほうからは先ほどの資料の部分について回答をさせていただきます。

まず、社会福祉施設という認識に関しては、我々も文化交流館が社会福祉施設であるという認識はしておりません。

（何事か言う声あり）

○総務課長（中島 哲君） 社会福祉施設という認識はしておりません。その上で先ほどの必要なものというのは人のことであると、そういった人たちへのスポーツ、文化活動の支援というところで、そういう会場を運営し、その場を提供することはサービスの提供、これが支援につながると、それから先ほど保健福祉課長も申しましたが、社会福祉法人が社会教育施設を運営している、これらの実態を踏まえた上でこの支援に当たるという判断をしているところであります。

私からは以上です。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） それでは、私のほうから定款の関係でお答えをしたいと思います。

井村議員からご指摘がございましたけれども、法的に違反をしてまで議決をするものではないというふうにお話ありましたけれども、私どもは法的に何も違反をしているというふうには認識はしておりません。そして、今のご指摘があったように議決をいただいた後というのは、要するに考え方としては今申請出てきたときに確約書をもってそれが定款の今度の変更につながるという認識ですので、今されていないから、それはすぐ違法になるというふうには考えていなかったところがございます。今後運営を始める前までに何とか知事の認可をとって、そして業務を4月1日からきちっとできるようにというふうにございますので、何も違反をしているというふうには認識はございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（熊林和男君） 教育課長。

○教育課長（泉 陵平君） 質問の中にございました仕事の内容、量ということでございませけれども、今回の積算の中におきましても議員言われました稼働率に基づいて事務量、仕事量が増大するものだというふうには私ども考えておりません。私どもがふだんしている仕事をベースに考えますと、施設の維持管理、運営に関係してきます電気料の支払い、燃料の発注、さまざまな業務がございませるので、そういった業務含めまして0.3人工というような考え方で積算をしているものでございませ。

それと、もう一点でございます。質問の中にごございます収入の中に家賃分の金額が含まれていないのではないかと、それによって収支の誤差が出てくるのではないかとということですけれども、今積算の中にはその家賃収入の分というのは業務に係る支出と収入のいかに文化交流館の運営に、その家賃収入というものは基本的にふれーるの運営管理には関係のない収支だというふうに考えておりますので、除いた上で比較をさせていただいております。

そして、我々の今回の比較の考え方なのですけれども、この金額が同等以下であれば外に出していく効果というものがあるというふうに考えておりますので、今回の比較において同等、あるいはそれ以下だということを確認した上で審査会にかけさせていただいているという考え方でございます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 私ども先ほど来全員協議会を含まして2時間以上この議論はずっと続けておりました、私なりにもう質問が出尽くしたのでないかなという気しておりますので、質疑を、質問を終結しまして、この辺で決をとっていただきたいかと思うので、議長のほうからその辺の採決をお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（熊林和男君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 0時41分

再開 午後 0時42分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

後藤君から質疑の終結の動議が出ましたのですけれども、賛成者おられますか。

（何事か言う声あり）

○議長（熊林和男君） 賛成者がおりますので……

○8番（井村勇夫君） 3回の質疑が与えられております、私は。まだ質疑の、そんなにこの定例会においては質疑をされていません。先ほどの全員協議会は別なものです、あれは。どうか議長、理解いただきたいと思う。我々は定例議会の中での発議を優先をさせていただきたいと思っておりますので、どうか理解していただき、あと2回与えられる機会を許していただきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 0時46分

再開 午後 0時47分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

では、特別に2回だけ認めます。

○8番（井村勇夫君） 1つは厚生労働省と文科省の、そういう回答はいただいております。それから、もう一つ、今の家賃収入についてです。私は何を質問したいかという、財政が苦しい由仁町において少しでも収入を確保しなければならない、そのためには歳入歳出の金額です。ここの中では、家賃収入はないかもしれない。一般財源の中で歳入があるわけです。そして、歳入が起きるわけです。これに対しても歳入歳出の計算ができていない。改めて歳入があるとすると、ここに書いております149万三千幾ら、新たに発生する支出なのです。これは、一般財源全体で考えたときです。誰が考えたってわかることです。その効果があるかどうかを私聞きたいです。どうかそれを理解していただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 答弁できますか。

町長

○町長（松村 諭君） 先ほど来議論続けられておりますが、効果があるかないかということについて、これは効果があるというふうに私どもは判断をして、提案をさせていただいた次第でございます。

それから、文部科学省の所管施設と。ふれーるについては、文部科学省の管轄のもとにある施設ではございません。ちなみに、健康元気づくり館も厚生労働省の管轄する施設ではございません。

○議長（熊林和男君） 井村君

○8番（井村勇夫君） これ町の施設と言いたいということですね。でも、目的は何でしょうか。予算は、どこから出ていますか。建設予算は、どこかの補助をもらっていますか。そして、その運営目標は何なのでしょう。どこで、そして教育委員会が所管しているのはどういうことなのだろうか。その場限りの答弁はないほうがいいと思います、私。どうぞ説明いただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 所管施設ではないと言いました。文部科学省の補助金も1,000万円入っております。これは、建てたのは平成11年、11年に地域総合整備債、これを活用して、由仁町の単独事業として実施した施設でございます。したがって、文部科学省のいわゆる文化振興事業としての補助金を投入して、それにかかわる縛りを全く受けない施設というふうに私どもは判断しております。

（「動議をお願いいたします」の声あり）

○議長（熊林和男君） ちょっと待ってください。先の動議を優先したいと思います。
終結……

○8番（井村勇夫君） 今説明があったのですが、どうも私十分理解ができないところ
います。ぜひこれ特別委員会を設置していただき、法の縛り、いろいろあろうかと思いま
す。我々に理解する時間を与えていただきたいと思います。今回の指定管理する特別委員
会の設置を望みます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時49分

再開 午後 0時50分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

さきの後藤議員の質疑の終結の動議が出されました。賛成の諸君がおられますので、こ
れを先に議決したいと思います。

この後藤議員の動議に対しまして賛成者はおりますか。

（「はい」の声あり）

○議長（熊林和男君） この動議につきましては、賛成者がおりますので、成立いたしま
した。

後藤君。

○4番（後藤篤人君） これ私の言った動議については採決でお願いしたいと思うのです
けれども、採決……

（「今採決行きます」の声あり）

○議長（熊林和男君） 終結の採決です。

○4番（後藤篤人君） 失礼しました。

○議長（熊林和男君） ただいまの後藤議員の質疑の終結について賛成者がおりますので、
動議を採決いたします。

それで、この採決は起立によって行いたいと思いますけれども、この後藤議員の動議に
ついて賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立少数です。

よって、この質疑の終結の動議は否決されました。

質疑を続けます。

井村君の質問を認めます。

○8番（井村勇夫君） 再度提案をさせていただきます。

今いろいろ質疑をさせていただきましたけれども、まだ十分説明の中に理解するものがないと私は受けております。そのために時間を置いて十分審議をした中で改めて採決をさせていただきますたいと、その機会をいただきたいと思います。そのために今回の指定に関する特別委員会を設置し、次回の議会までに提案させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊林和男君） ただいまの井村議員の動議に賛成の諸君はおられますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（熊林和男君） この動議につきましては、賛成がありますので、成立をいたしました。

議案第6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定については、特別委員会に付託するという動議が出ましたけれども、これについて採決を行いたいと思います。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） お座りください。起立多数です。

よって、議案第6号 由仁町文化交流館の指定管理者の指定については、委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時57分

再開 午後 0時58分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第6号 由仁町文化交流館指定管理者の指定に関しては、審査特別委員会をつくり、そこに付託して審議をしていただきたいと思います。由仁町文化交流館指定管理に関する審査特別委員会を設置いたします。

委員は議長より指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
特別委員会の委員は、議長及び大竹議員を除く8名といたします。
休憩をしますので、委員長、副委員長選出を議長まで報告願います。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時59分

再開 午後 1時03分

- 議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎由仁町文化交流館に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

- 議長(熊林和男君) 休憩中に委員会が開催され、その結果由仁町文化交流館に関する審査特別委員会の委員長に加藤君、副委員長に佐藤君です。

特別委員会は臨時議会までに審査を終了し、議長までに審査結果の報告を願います。
以上です。

(7番 大竹 登君 入場)

◎閉会の宣告

- 議長(熊林和男君) これで本日の日程は全部終了いたしました。
平成30年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。

◎閉会 午後 1時05分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

8 番議員 井村 勇夫

9 番議員 吉田 弘幸